

新型コロナウイルスワクチン接種についてお知らせ（第19版）

令和4年11月27日現在

赤平市では新型コロナウイルスの従来株とオミクロン株に対応したワクチン接種を9月末から開始しています。

下記に記載した内容は現時点での見通しで、ワクチンの供給状況や国の動向によって変わる場合があります。変更があった際には広報やホームページ等でお知らせいたします。

追加接種（オミクロン株対応2価ワクチン接種）

● 対象者について

1・2回目接種を完了し、前回の接種から3ヶ月以上経過した12歳以上のすべての方が対象です。
オミクロン株対応ワクチンを接種できるのは一人1回限りとなっています。

● 予約受付について

「接種券付き予診票・予防接種済証・お知らせ」の到着後から随時予約が可能です。ただし、予約可能日が残りわずかとなってきていますので、接種を希望される方はお早めに予約申込みをお願いいたします。

接種券付き予診票等は9月末までに2・3・4回目（従来株ワクチン）を接種した方への発送を完了しています。前回の接種から3ヶ月以上が経過してもオミクロン株対応ワクチンの接種券付き予診票が届かない場合は、裏面の問合せ先へご連絡ください。

5回目接種の対象となる60歳以上の方

接種の案内に緑色の日時指定用紙がある方
予約電話連絡不要です。指定された
日時・場所で接種してください。

5回目の接種案内に緑色の用紙で接種日時・場所を指定されている方で、5回目の接種を希望されない方、入院・入所先で接種する方、職場で接種する方、指定された日時に都合がつかない方など、指定された日時・場所で接種しない場合は、必ずキャンセルや日時変更手続きをお願いいたします。

接種日時・場所指定のご案内（緑色）が同封されていない方で、市内医療機関で接種を希望する場合は、予約が必要です。接種券付き予診票等郵送時のお知らせを読んでご予約ください。職場や入院・入所先で接種される方は、職場や入院・入所先に案内一式を提出してください。

● 使用するワクチン

前回までの接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社製またはモデルナ社製の2価（起源株／オミクロン株 BA.1 又は 起源株／オミクロン株 BA.4-5）ワクチンを使用します。予約時に各医療機関が使用するワクチンの種類をご確認ください。国より供給されたワクチンから使用していくため、オミクロン株の種類（BA.1 対応型／BA.4-5 対応型）を選ぶことはできません。

新型コロナウイルスに感染した方の接種について

- 厚労省では感染後3ヶ月の間隔をあけることを推奨していますが、体調が戻って接種を希望される場合は間隔をあけずに接種できるとしています。接種医によっては最低1ヶ月あけることを勧められます。
- 感染後のワクチン接種は有効との考えのほか、感染によりワクチン接種より強固な免疫ができ無用との考えもあります。また、感染後のワクチン接種の免疫反応により、強い副反応等の健康被害を懸念する専門家もいます。いずれにせよワクチンは緊急承認のため十分な臨床試験がされておらず、はっきりしたことはわかっていません。
- 新型コロナウイルスワクチンは重症化予防を目的としています。新型コロナウイルスに感染した時のご自身の症状等を考え、接種の判断をしてください。

小児（5歳～11歳）の新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）

- 1・2回目接種を完了した5歳～11歳が対象です。使用するワクチンはファイザー社製の5歳～11歳用（小児用）のワクチン（オミクロン株対応ワクチンではありません）です。
- 「接種券付き予診票・予防接種済証・お知らせ」の到着後から随時予約が可能です。前回同様、電話またはネットで予約してください。予約受付電話番号やURLは接種券付き予診票送付時にお知らせしています。
- 小児用ワクチン供給の見通しが立っていないため、令和5年1月以降の接種は未定です。対象となっている方で接種をご希望の場合は12月5日（月）もしくは19日（月）のいずれかに接種されることをお勧めいたします。令和5年1月以降の接種については決まり次第、広報・ホームページ等でお知らせします。

乳幼児（生後6ヶ月～4歳）の新型コロナウイルスワクチン接種

- 生後6ヶ月～4歳で、接種事業終了の令和5年3月末までに3回の接種が可能な対象者全員に「新型コロナワクチン接種意向調査票」を郵送し、「接種を希望する」と返信された方へ接種券付き予診票等を10月下旬に送付いたしました。
- 小児用（5歳～11歳用）ワクチンは、国からの供給が未定です。乳幼児接種の対象者で接種を希望する方は、5歳を迎える前に乳幼児用ワクチン1回目の接種を受けてください。
- 使用するワクチンはファイザー社製の6ヶ月～4歳用（乳幼児用）のワクチン（オミクロン株対応ワクチンではありません）で、合計3回接種します。1回目接種後、3週間あけて2回目を受け、2回目接種後、8週間あけて3回目を受けます。1回目の接種日により2・3回目の接種日が決まります。接種をご希望の場合は、設定されている日時にご都合を合わせていただき、お早めに予約をお願いいたします。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種前後に他の予防接種を受ける場合は2週間以上の間隔をおいてください。ただし、インフルエンザワクチンは間隔をあけなくても接種が可能です。

※新型コロナワクチンは重症化予防が目的とされています。新型コロナウイルスに感染した場合でも、小児・乳幼児が重症化するのをごくまれといわれています。ワクチンを受けることの効果と副反応や中長期的な健康被害等のリスクを慎重に考慮し接種を判断してください。

ワクチンは強制ではありません！ワクチン差別をなくしましょう！

新型コロナウイルスワクチン接種は強制ではありません。ワクチン接種には、その効果の他にさまざまなリスクもあります。新型コロナウイルス感染症の現状（主な症状、重症化のリスク等）や、ワクチンの効果、感染した場合のご自身の重症化リスク等に対し、ワクチンを接種した場合の副反応等のリスクを十分考慮し、ワクチン接種の必要性を本人（保護者）が決定してください。

ワクチン接種は、職場や施設、地域等、周囲から強制してはいけません。ワクチンを受けないこと、もしくは受けたことにより、差別的な扱い（ワクチンを▲回接種していないと、会社では雇わない・施設に入所できない・地域の集会に呼ばない、会社・学校・グループでワクチン接種の有無を確認する等）を受けることがあってはいけません。

- それって人権侵害？

法務省ホームページ https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html
みんなの人権 110番 0570-003-110（平日午前8時30分～午後5時15分）

予防接種に関するお問合せ

赤平市 介護健康推進課
新型コロナウイルスワクチン接種対策室（健康づくり推進係）
電話番号 0125-32-5665
<https://www.city.akabira.hokkaido.jp>

